

# 第141期中間決算公告

平成18年12月21日



福島県福島市万世町2番5号

株式会社 **福島銀行**

取締役社長 紺野 邦武

## 中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	36,371	預 金	582,816
商品有価証券	27	借 用 金	500
金銭の信託	1,836	外 国 為 替	1
有 価 証 券	100,152	社 債	4,500
貸 出 金	468,268	新株予約権付社債	4,400
外 国 為 替	81	そ の 他 負 債	4,016
そ の 他 資 産	7,228	退職給付引当金	2,192
有形固定資産	14,005	再評価に係る繰延税金負債	1,101
無形固定資産	602	支 払 承 諾	3,488
繰延税金資産	5,841	<b>負債の部合計</b>	<b>603,017</b>
支払承諾見返	3,488	（純資産の部）	
貸倒引当金	△ 11,782	資 本 金	15,927
		資 本 剰 余 金	3,489
		資 本 準 備 金	3,488
		その他資本剰余金	0
		利 益 剰 余 金	3,504
		利 益 準 備 金	164
		その他利益剰余金	3,340
		別 途 積 立 金	2,300
		繰越利益剰余金	1,040
		自 己 株 式	△ 21
		（株主資本合計）	22,900
		その他有価証券評価差額金	△ 403
		土 地 再 評 価 差 額 金	606
		（評価・換算差額等合計）	202
		<b>純資産の部合計</b>	<b>23,103</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>626,121</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>626,121</b>

中間損益計算書 ( 平成 18 年 4 月 1 日から  
平成 18 年 9 月 30 日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		8,182
資 金 運 用 収 益	6,568	
(うち貸出金利息)	( 6,023 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 529 )	
役 務 取 引 等 収 益	1,226	
そ の 他 業 務 収 益	43	
そ の 他 経 常 収 益	<u>343</u>	
経 常 費 用		7,664
資 金 調 達 費 用	420	
(うち預金利息)	( 330 )	
役 務 取 引 等 費 用	562	
そ の 他 業 務 費 用	15	
営 業 経 費	3,939	
そ の 他 経 常 費 用	<u>2,725</u>	
経 常 利 益		<u>518</u>
特 別 利 益		164
特 別 損 失		<u>80</u>
税 引 前 中 間 純 利 益		602
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		11
法 人 税 等 調 整 額		<u>△ 29</u>
中 間 純 利 益		<u><u>620</u></u>

## 中間貸借対照表注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等（株式については中間決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
動 産	3年～15年
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果

に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,247百万円であります。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務            その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異      各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異（1,420百万円）については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

また、第2退職一時金制度の費用処理については平均残存勤務期間の短縮により、当期より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を6年から5年に変更しております。これにより、「その他経常費用」が4百万円増加しております。

11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。

また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の評価に代えております。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 14百万円

15. 関係会社の株式総額 19百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 14,302百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,398百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,895百万円、延滞債権額は30,141百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じてい

る貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は154百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,970百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,162百万円であります。

なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、4,425百万円であります。

23. 貸出債権証券化（CLO-Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金の元本の間期末残高の総額は18,993百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を14,196百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額33,189百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

24. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,562百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 778百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,937百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,405百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。

子法人等の借入金の担保として、有価証券794百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金敷金200百万円及び手形交換所担保保証金等が1百万円それぞれ含まれております。

26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を

「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令  
(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出

27. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。
28. 社債は、劣後特約付社債4,500百万円であります。
29. 新株予約権付社債は、永久劣後特約付社債4,400百万円であります。
30. 1株当たりの純資産額 111円65銭
31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
地方債	997	987	△9
その他	4,986	4,952	△34
外国証券	4,986	4,952	△34
合計	5,984	5,939	△44

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	9,854	10,192	337
債券	70,026	69,029	△997
国債	62,165	61,223	△942
地方債	1,397	1,402	5
社債	6,463	6,403	△60
その他	12,788	13,043	255
外国証券	5,838	5,888	49
投資信託	6,950	7,155	205
合計	92,669	92,265	△403

なお、上記の評価差額が、「その他有価証券評価差額金」であります。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について55百万円減損処理をおこなっております。

減損処理にあたっては、当中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上

額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場社債	1,170
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 関連法人等株式	2 17
その他有価証券 非上場株式 投資事業組合出資金	524 188

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,181百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が32,581百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	9,933 百万円
退職給付引当金損金算入超過額	877 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	302 百万円
有価証券評価損	670 百万円
繰越欠損金	2,778 百万円
その他	291 百万円
繰延税金資産小計	14,853 百万円
評価性引当額	△9,012 百万円
繰延税金資産合計	5,841 百万円
繰延税金負債	－ 百万円
繰延税金資産の純額	5,841 百万円

35. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規

則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、「株主資本」及び「評価・換算差額等」に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は23,103百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

(5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

36. 平成18年9月27日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(永久劣後特約付)(総額45億円)につき、平成18年10月1日から平成18年11月28日までの間に、新株予約権の権利行使による新株への転換が行われております。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 転換社債型新株予約権付社債の減少額 1,300,000,000円

(2) 資本金の増加額 650,000,000円

(3) 資本準備金の増加額 650,000,000円

(4) 増加した株式の種類及び株式数 普通株式 9,249,291株

なお、平成18年11月29日から当該効力発生日までの新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金の額並びに普通株式の株数は含まれておりません。

37. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.50%

## 中間連結損益計算書注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 3円00銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 2円99銭

4. 「その他経常費用」には、貸出金償却986百万円及び貸倒引当金繰入額1,451百万円を含んでおります。

5. 特別利益の主なものは、償却債権取立益163百万円であります。

6. 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピ



ングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュフローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ4ヵ所については、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
福島県内	遊休資産 4ヵ所	土地	6百万円
福島県内	遊休資産 1ヵ所	建物	33百万円

なお、当中間期において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

中間連結貸借対照表  
(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	36,423	預 金	581,224
商 品 有 価 証 券	27	借 用 金	2,105
金 銭 の 信 託	1,836	外 国 為 替	1
有 価 証 券	100,410	社 債	4,500
貸 出 金	464,865	新 株 予 約 権 付 社 債	4,400
外 国 為 替	81	そ の 他 負 債	5,585
そ の 他 資 産	9,601	退 職 給 付 引 当 金	2,198
有 形 固 定 資 産	18,105	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,101
無 形 固 定 資 産	881	支 払 承 諾	3,488
繰 延 税 金 資 産	6,235	負債の部合計	604,606
支 払 承 諾 見 返	3,488	( 純 資 産 の 部 )	
貸 倒 引 当 金	△13,034	資 本 金	15,927
		資 本 剰 余 金	3,499
		利 益 剰 余 金	3,673
		自 己 株 式	△97
		(株主資本合計)	23,003
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△401
		土 地 再 評 価 差 額 金	606
		( 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 )	204
		少 数 株 主 持 分	1,108
		純資産の部合計	24,316
資産の部合計	628,923	負債及び純資産の部合計	628,923

中間連結損益計算書 (平成18年4月1日から  
平成18年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	額
経 常 収 益		9,794
資 金 運 用 収 益	6,569	
(うち貸出金利息)	( 6,027 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 526 )	
役 務 取 引 等 収 益	1,205	
そ の 他 業 務 収 益	35	
そ の 他 経 常 収 益	1,984	
経 常 費 用		9,164
資 金 調 達 費 用	443	
(うち預金利息)	( 330 )	
役 務 取 引 等 費 用	546	
そ の 他 業 務 費 用	15	
営 業 経 費	4,037	
そ の 他 経 常 費 用	4,121	
経 常 利 益		630
特 別 利 益		164
特 別 損 失		80
税金等調整前中間純利益		715
法人税、住民税及び事業税		78
法 人 税 等 調 整 額		△ 52
少 数 株 主 利 益		178
中 間 純 利 益		511

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

株式会社 ふくぎんリース

福島保証サービス 株式会社

福銀ユーシーカード 株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社

会社名

株式会社 東北バンキングシステムズ

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日はいずれも9月末日であります。

## 中間連結貸借対照表注記

**注1.** 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2.** 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

連結される子法人等は商品有価証券を保有しておりません。

- 3.** 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等（株式については中間連結会計期間末月1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 4.** 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

- 5.** デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。

- 6.** 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

動 産 3年～15年

連結される子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しておりますが、株式会社ふくぎんリースにおけるリース資産については、リース期間定額法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

8. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子法人等に外貨建資産・負債はありません。

9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 20,247 百万円であります。

連結される子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の

一定の年数（10年又は5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（1,420百万円）については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

また、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当中間連結会計期間より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を6年から5年に短縮しております。これにより、「その他経常費用」が4百万円増加しております。

11. 当行並びに連結される子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 当行は、貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。
13. 当行並びに連結される子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。
14. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 14百万円
15. 関係会社の株式総額 49百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 23,831百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,398百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,906百万円、延滞債権額は30,182百万円であり  
ます。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は154百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,970百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,214百万円であります。

なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、4,425百万円であります。

23. 貸出債権証券化（CLO-Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は18,993百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を14,196百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額33,189百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

24. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,562百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,572百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,937百万円

借入金 800百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,405百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。

なお、その他資産に保証金敷金200百万円及び手形交換所担保保証金等1百万円が含まれております。

26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行

って算出

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 500 百万円が含まれております。
28. 社債は、劣後特約付社債 4,500 百万円であります。
29. 新株予約権付社債は、永久劣後特約付社債 4,400 百万円であります。
30. 1 株当たりの純資産額 112 円 47 銭
31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	997	987	△9
その他	4,986	4,952	△34
外国証券	4,986	4,952	△34
合計	5,984	5,939	△44

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	9,925	10,267	341
債券	70,026	69,029	△997
国債	62,165	61,223	△942
地方債	1,397	1,402	5
社債	6,463	6,403	△60
その他	12,938	13,193	254
外国証券	5,838	5,888	49
投資信託	7,100	7,304	204
合計	92,891	92,490	△400

なお、上記の評価差額が、「その他有価証券評価差額金」であります。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について55百万円減損処理をおこなっております。

減損処理にあたっては、当中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場社債	1,170
その他有価証券 非上場株式 投資事業組合出資金	527 188

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定



の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、34,414百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が33,814百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

（1）「資本の部」は「純資産の部」とし、「株主資本」、「評価・換算差額等」及び「少数株主持分」に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は23,208百万円であります。

（2）「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

（3）負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

（4）「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

（5）「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

35. 当行が平成18年9月27日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（永久劣後特約付）（総額45億円）につき、平成18年10月1日から平成18年11月28日までの間に、新株予約権の権利行使による新株への転換が行われております。

その内容は以下のとおりであります。

（1） 転換社債型新株予約権付社債の減少額	1,300,000,000円
（2） 資本金の増加額	650,000,000円
（3） 資本準備金の増加額	650,000,000円
（4） 増加した株式の種類及び株式数	普通株式 9,249,291株

なお、平成18年11月29日から当該効力発生日までの新株予約権付社債の行使により増加する資本金及び資本準備金の額並びに普通株式の株数は含まれておりません。

36. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.72%

### 中間連結損益計算書注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 2円48銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 2円47銭
4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,603百万円及び貸出金償却 1,000百万円を含んでおります。
5. 「特別利益」の主なものは、償却債権取立益 164百万円であります。
6. 当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュフローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ4カ所については、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
福島県内	遊休資産 3カ所	土地	6百万円
福島県内	遊休資産 1カ所	建物	33百万円

なお、当中間連結会計期間において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。